



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。本年も何卒よろしくお願いいたします。
確定申告が必要なお客さまは、お早目のご準備をお願いいたします。

重要情報

1. 令和7年度税制改正大綱が公表

個人所得税の非課税範囲の引上げ、特定扶養控除の特別控除の創設など、個人所得に関する改正が盛り込まれています。法人税は、年所得10億円以下の中小企業の税率は据置かれ、年500万円以下の法人税への防衛増税は見送られました。

2. 年収の壁の引上げに向けて攻防続く

例年より遅れて公表された税制改正大綱には、年収の壁を現状の103万円から123万円に引上げる旨が明記されました。国民民主党の主張する178万円にはほど遠く、年明け国会にて改めて引き上げ幅について議論が進められる予定です。

3. 【再掲】R6年分から生前贈与大幅改正

①暦年贈与がなかったものとして相続財産に持ち戻す期間が、相続前3年から7年に延長、②精算課税制度に新たな年次非課税枠110万円が創設され、枠内贈与の申告不要+精算持ち戻し不要に。有利判定は個別事情より異なります(右記)。

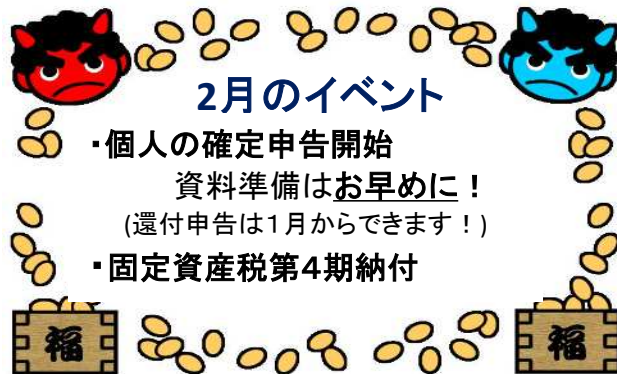
元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



シルクロード横断！悠々悪食紀行(2008年)-3
三国志、西遊記、中華料理、カンフー、華麗な舞踊に雅な建築物、民族衣装や古典音楽、中国らしいものはいくらでも思い浮かびます。プライドさえ鼻につかない圧倒的な説得力が、その歴史背景に裏付けられます。いっぽう、悪いところを敢えてイメージすると、大声、マナーが悪い、二ハオトイレ、利己主義、ハゲ好き、手鼻痰吐きなど…実際、北京などの都会ではそんなことはないのですが、地方においてはあながち間違いないのです。実はこのイメージ、世界共通だったりします。名も知らないような小さな国の、外国人と会うのも初めてのようなかの中にも、イメージだけで中国人を馬鹿にする人がいます。中南米、イスラム諸国、アフリカのどのエリアでも「チャンチョン！」と笑われました。でも、日本人と分かると態度を一変させる人も多く、東洋的な顔立ちを笑われている訳ではなさそうです。つづく

☆事務所からの連絡☆

今年の確定申告の新規受付は終了しました。申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



2月のイベント

・個人の確定申告開始

資料準備はお早めに！

(還付申告は1月からできます！)

・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

【再掲】暦年贈与と新相続時精算課税の有利判定
R6.1月以降の生前贈与から、暦年贈与の持ち戻し期間は7年に延長され、4~7年前の持ち戻し財産について100万円の控除が設けられました(改善)。一方精算課税には新たに毎年110万円の控除が設けられています(改善)。どちらが有利かは遺産総額や家族構成で変わり、悩ましいところです。一般論として、相続時の税率が40%の資産家だと、毎年の贈与額が500万円未満であれば精算課税の方が有利で、贈与額が大きい場合や10年を超える長期の生前贈与の場合は暦年贈与が有利な傾向があります。また、相続時の税率が20%以下の一般家庭だと、毎年の生前贈与額も大きくなり110万円の基礎控除枠の影響が大きいので、概ね精算課税が有利な傾向にあります。

晩酌のじかん

1月だけ禁酒を始めてみました。酒がないと生活パターンもがらりと変わります。夜は炭酸水と読書でごまかしますが、まあまあツライ！ま、試しに始めたいつ破っても良い気楽な禁酒です。ちなみに開始2日目でも早くも一缶開けてしまいましたが、その後はのりくらしり続けています。あと15日！



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
🌐: <https://ksk.red/>
✉: tax.akahane@ksk.red